

3

2025

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

2025年 3月号

March No. 94

もくじ

令和6年改正育児・介護休業法 改正規定	・・・2
令和7年度の雇用保険の保険料率 1,000分の1(0.1%)引き下げ	・・・3
雇用保険の新設給付 vol.1/「出生後休業支援給付金」支給(令和7年4月~)	・・・4
ハラスメント防止対策の強化などを盛り込んだ改正法案の要綱を公表	・・・5
在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定(令和7年4月~)	・・・6
《岡山県精神科医療センター》ランサムウェア事案調査報告書を読んで	・・・7
人事労務の統計指標	・・・8,9
偉人・名将の一言一行	・・・10
ゆんたくひんたく	・・・11



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目8-27

ポートビル4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

令和6年改正育児・介護休業法 就業規則の見直しなどはお済みですか

いわゆる令和6年改正育児・介護休業法の施行期日（令和7年4月1日・同年10月1日）が近づいてきました。

この改正に伴い、就業規則（育児・介護休業規程）・社内様式の見直しや、個別周知・意向確認などの準備が必要となります。どのような改正規定があるのか？今一度、確認しておきましょう。

令和6年改正育児・介護休業法 改正規定のおさらい

<令和7年4月1日施行分>

- 子の看護休暇の見直し ◆
- 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 ◆
- 育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ◆
- 育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加 ◆
- 育児のためのテレワーク導入の努力義務化 ◆
- 介護のためのテレワーク導入の努力義務化 ◆
- 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置の義務付け ★
- 育児休業取得状況の公表義務適用拡大（従業員数：1,000人超の企業→300人超の企業）

<令和7年10月1日施行分>

- 柔軟な働き方を実現するための措置の義務化 ◆
- 柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認の義務付け ★
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務付け ★

注. ◆が付いた改正規定は、厚生労働省のモデル規則（育児・介護休業等に関する規則の規定例〔詳細版〕）において、改定が行われているもの。

注. ★が付いた改正規定は、厚生労働省のモデル規則において、改定が行われているほか、個別周知・意向確認などのため、労働者に配布する資料（参考様式）が用意されているもの。

施行期日までの対応の参考になるものとして、厚生労働省から「育児・介護休業等に関する規則の規定例」が公表されていますが、その詳細版（令和7年2月作成）については、解説付きのパンフレットで120ページほどあります。

その規定例を見てみたい、見てみたが自社用にどのようにアレンジすればいいのか分からないなど、この改正への対応にお困りの場合は、気軽にお声掛けください。



令和7年度の雇用保険の保険料率 前年度から 1,000 分の1(0.1%)引き下げ

令和7年度の雇用保険の保険料率について、令和6年度から1,000分の1(0.1%)の引き下げとなりました。簡単に、被保険者と事業主の負担の内訳を整理しておきます。

本年4月からの給与計算に影響が出てくる内容ですので、対応を怠らないようにしましょう。なお、雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる

部分は、その全額を事業主の方々が負担しています(下記の「雇用保険の保険料率と負担の内訳」参照)。

保険料を負担しているわけですから、活用できる助成金があるのなら、活用しないと損ですね。助成金についても、令和7年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになると思われます。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

令和7年度の雇用保険の保険料率

●令和7年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

[] は令和6年度の率

事業の種類 内 訳	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率
		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の14.5 〔1,000分の15.5〕	1,000分の5.5 〔1,000分の6〕	1,000分の5.5 〔1,000分の6〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の9 〔1,000分の9.5〕	
いわゆる農林水産業 (一部は一般と同じ) 清酒の製造の事業	1,000分の16.5 〔1,000分の17.5〕	1,000分の6.5 〔1,000分の7〕	1,000分の6.5 〔1,000分の7〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の10 〔1,000分の10.5〕	
いわゆる建設の事業	1,000分の17.5 〔1,000分の18.5〕	1,000分の6.5 〔1,000分の7〕	1,000分の6.5 〔1,000分の7〕	1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕
			計 1,000分の11 〔1,000分の11.5〕	

雇用保険の新設給付 vol.1 令和7年4月から 「出生後休業支援給付金」の支給がスタート

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、雇用保険法の一部が改正され、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金という新たな給付金が創設されました（いずれも、令和7年4月1日施行）。

今回は、そのうち、「出生後休業支援給付金」の概要を取り上げます。

この出生後休業支援給付金、支給申請手続は、原則として、被保険者が事業主を経由して行うこととされており、企業としても、知っておかなければならないところです。

厚生労働省からは、その支給申請手続に関するパンフレットや必要な書類も公表されていますので、必要であれば、気軽にお声掛けください。

「出生後休業支援給付金」の概要（厚労省のリーフレットを紹介）

育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆さまへ

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子育て休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したことです。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の子育て休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

支給額 = 休業開始時賃金日額※1 × 休業期間の日数（28日が上限）※2 × 13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して

ハラスメント防止対策の強化などを盛り込んだ改正法案の要綱を公表

厚生労働省から、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱（労働施策総合推進法等の一部改正法案要綱）」が公表されました。

この改正法案は、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の一部を改正するもので、企業実務に影響を及ぼす内容が盛り込まれています。

労働施策総合推進法等の一部改正法案要綱のポイント

その1 カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とする（労働施策総合推進法の改正）

その2 就活等セクシュアルハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とする（男女雇用機会均等法の改正）

その3 男女間賃金差異の情報公表義務の対象を拡大する（女性活躍推進法の改正）

その4 治療と就業の両立支援対策を講ずることを事業主の努力義務とする（労働施策総合推進法の改正）

など

● 施行期日（予定）

その1・2 = 公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

その3・4 = 令和8年4月1日

法律の内容の例……その1について

職場における顧客等の言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置

事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（「顧客等」という。）の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

まだ要綱の段階ですが、ハラスメント対策の強化（いわゆるカスハラ・就活セクハラについても雇用管理上の措置義務を課す）については、気になるところだと思います。

法案の成立・施行に先立って対策を講ずることも、もちろん可能ですので、気軽にお声掛けください。

在職老齢年金の計算に用いる 「支給停止調整額」を改定 令和7年4月から

厚生労働省から、令和7年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和7年度の年金額は、法律の規定に基づき、1.9%の引き上げになるということです。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われるということです。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

在職老齢年金の計算に用いる 「支給停止調整額」の改定 (令和7年4月～)

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額（支給停止調整額）が、「50万円」から「51万円」に改定されます。

～令和7年3月

- ① 賃金(賞与込み月収) + ②年金の月額が
- ・「50万円」超えないとき
→ 年金の支給停止なし
 - ・「50万円」超えるとき
→ 年金を支給停止
(超える額の2分の1を支給停止)



令和7年4月～

- ① 賃金(賞与込み月収) + ②年金の月額が
- ・「51万円」超えないとき
→ 年金の支給停止なし
 - ・「51万円」超えるとき
→ 年金を支給停止
(超える額の2分の1を支給停止)

〈補足〉上記の支給停止の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

老齢厚生年金の受給権者である在職者について、年金が支給停止されないギリギリのラインで賃金を支払う場合は、賃金を1万円アップできるということになります。在職者の年金の仕組みなど、詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。



お仕事
カレンダー
3月



3/10	● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
3/17	● 2024年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限
3/31	● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

《岡山県精神科医療センター》 ランサムウェア事案調査報告書を読んで

はじめに

今月は私が衝撃を受けたレポートを共有させていただきたいと思います。人事労務のカテゴリーとは異なるのですが、いまや当たり前のようにITを活用している企業において、対岸の火事ではなく、他山の石とすべき事例だと思いましたが、ご一読いただけますと幸いです。

◆調査報告書の概要◆

2025年2月13日、岡山県精神科医療センターは、同センターにおいて2024年5月19日に発生したランサムウェアによるサイバー攻撃に関する調査報告書を公表しました。これは、同センターの依頼を受けたソフトウェア協会・Software ISACのランサムウェア事案調査委員会が作成したもので、電子カルテなどを含む病院情報システムを標的としたランサムウェア攻撃の被害状況と復旧までの経緯、再発防止策などがまとめられています。

◆事故経緯と被害◆

病院が事故を認識したのは、病院の電子カルテが使えなくなったことがきっかけだったそうです。電子カルテのベンダーが調査をしたところ、同日にランサムウェアに感染し、プログラム及びデータの暗号化が確認されました。犯人は5月13日から攻撃を開始し、バックアップデータの探索と削除、情報の搾取、ウ

イルス対策ソフトの停止と削除等を周到に実施した上で、5月19日に電子カルテシステム等の暗号化を行ったようです。

その被害は甚大で、氏名、住所、生年月日、病名等を含む最大4万人分の個人情報情報の漏えい。そしてサーバーや端末の暗号化によるシステム稼働障害と共有ストレージのデータ全喪失でした。

◆十分に防げた人災◆

報告書では、病院が【脆弱性の放置】【推測可能なユーザー名、パスワードの使いまわし】【一般ユーザーへの管理者権限の付与】をしていたことから、過去の事例を軽視するなどセキュリティ意識の欠如による人災と結論付けています。

とはいえ、病院の初期対応としては見習うべき点も多くあります。例えば、初期段階から時系列の記録を取り始めている、攻撃者と連絡・交渉しないと決定している、プレスリリースがそれなりに早く分かりやすいなどは、私たちが当事者になったときは大いに参考になるのではないのでしょうか。

◆対岸の火事ではなく他山の石◆

IT専門家ではない私自身、公表された「調査報告書」を読んでも内容の多くは理解できません。しかし、日々進歩するサイバー攻撃に対して常にアンテナを張り、組織の中で小さな対策や改善をしていくことの大切さを実感しています。

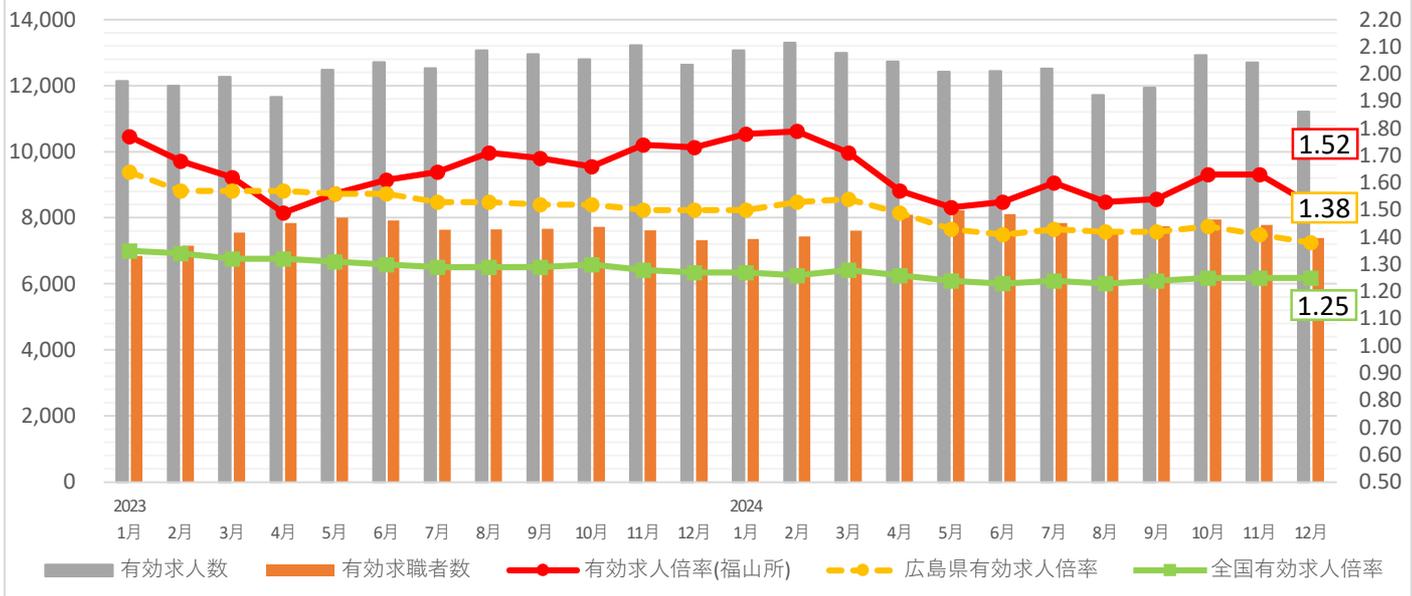
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2024年12月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.25倍	有効求人数	全国	2,411,182人	有効求職者数	全国	1,787,215人
	広島県	1.38倍		広島県	62,988人		広島県	45,549人
	福山市	1.52倍		福山市	11,209人		福山市	7,382人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

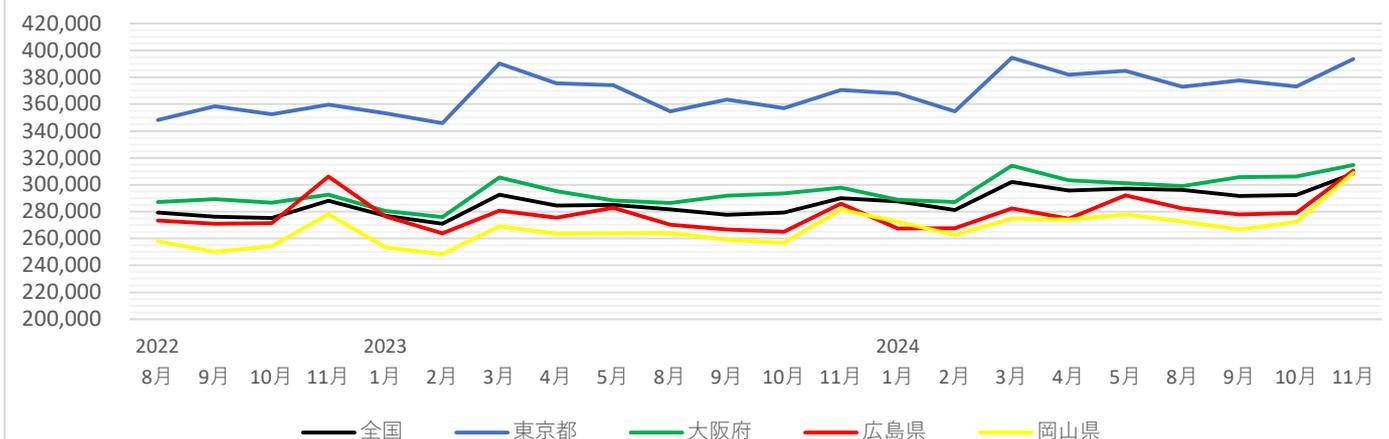
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2024年11月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
308,486円	393,566円	314,882円	310,757円	308,839円

現金給与総額 (5人以上)

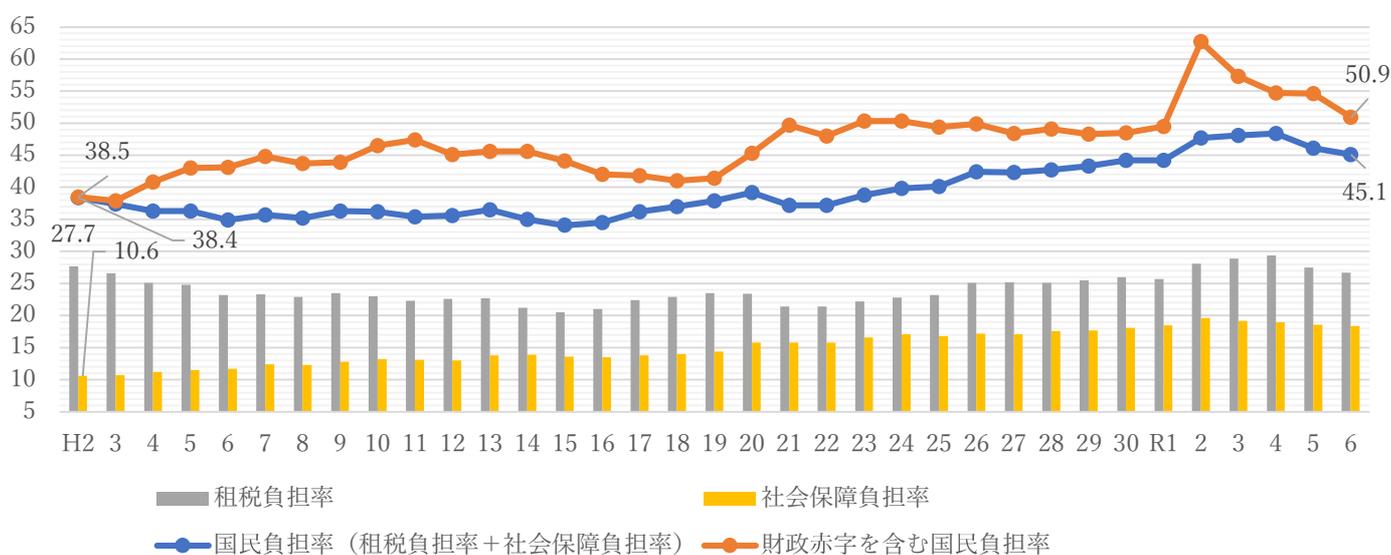


参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

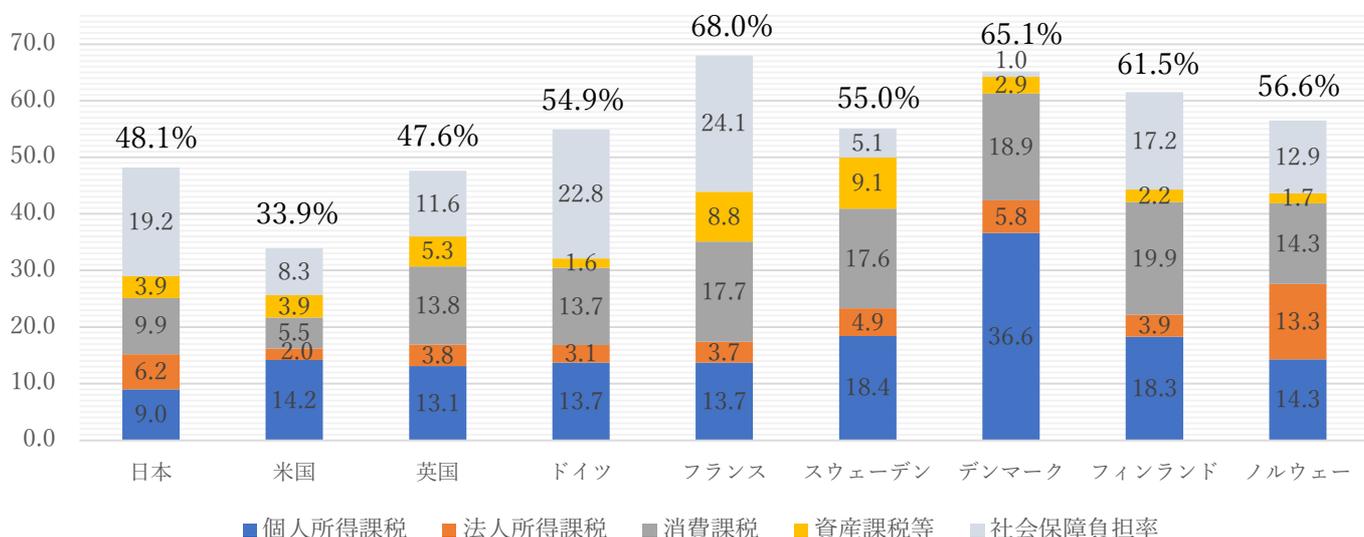
国民負担率：租税負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公的負担の国民所得に対する比率
 財政赤字を含む国民負担率：国民負担率に将来世代の潜在的な負担として財政赤字を加えたもの

国民負担率の推移



- (注) 1. 令和4年度までは実績、令和5年度は実績見込み、令和6年度は見通しである。
- 2. 財政赤字の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。
- 3. 平成6年度以降は08SNA、昭和55年度以降は93SNAに基づく計数。(租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる)

諸外国における国民負担率（対国民所得）の内訳の比較



参考：負担率に関する資料：財務省 (mof.go.jp)他

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a04.htm

偉人・名将の一言一行

武田信玄の
チームビルディング



武田信玄

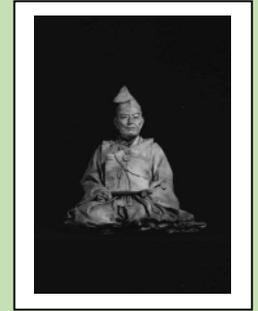
【諸士に必ず釣合と曰うことをせり】

人間の能力は決して同じではない。性格も違う。長所があれば短所もある。そこで長所と短所をよく見抜いたうえで、部下AとB、YとZというようにチームを組み合わせることが大切だ。そうすることでお互いの長所がより発揮できるようになるだろうし、短所を補い合うこともできる。また、切磋琢磨し合うことで、当人たちの能力伸長も期待できるだろう。

このように考えた武田信玄は、「無口な者+おしゃべりな者」「気の短い者+気の長い者」「考えてばかりでちっとも行動しない者+まず行動して後から考えるというようなタイプの者」「勇ましいばかりで人情に欠ける者+人情もろくて臆病なタイプの者」というように、仕事においてチームを組み合わせるようにしたそうです。

個と個の組合せ最適化により、部下の長所強化と新たなる価値の創造を実現することで、武田信玄は戦国時代最強と言われた常勝軍団をつくりあげたのです。

悪き事の一つは
去り難し



島津義久

戦国時代に薩摩国（鹿児島県西部）を治めていた島津義久の逸話です。

自室に飾っていた人物画を日々眺めていた島津義久。そこに描かれていたのは立派な人物ではなく、家や国を滅ぼした悪党ばかりだったそうです。あるときそのことを不思議に思った者が義久に尋ねます。「なぜこのような悪党の人物画ばかりを自室に飾っているのですか」と。

すると義久は答えました。「人間は善行をする時には自覚してするものだが、悪行については知らず知らずに犯してしまうものだ。だから、私は毎日、大悪党共の顔を見て、こいつらのような愚行はすまいと心に言い聞かせている。そう心掛ければ道を誤る事はない」と。

優秀な弟たちと九州制覇に乗り出した義久でしたが、その夢は秀吉に敗北して潰えます。しかし、義久が礎を築いた薩摩藩は、豊臣政権・関ヶ原の戦い・徳川政権を生き抜き、幕末・明治維新史において中心的な役割を担うのです。

ゆんたくひんたく

見え隠れする春の兆しに心が躍る今日この頃となりました。今年の花粉は飛散量が多いようですのでみなさまどうぞお気をつけてお過ごしください。

さて、私事ですが先日登山に初挑戦しました。山登りはリフレッシュできると聞いていたのでいつか挑戦したいという気持ちと、自分にも登れるのかという気持ちで、楽しみ半分、不安半分でした。

今回は初心者でも登りやすい、竹原市三原市にある黒滝山白滝山に登りました。もちろん何も必要な装備を持っていないので、どうにか自分の持ち物を工夫して、付け焼き刃でのドキドキの出発です。

山に入ると空気が変わり、寒いけれど登っていて呼吸が深くできている感覚がありました。自分の呼吸のことを考えたのはいつぶりだろうと不思議な感覚でした。登っている時はしんどい時もありますが、一步一步前に進む感覚と登ることに集中できる時間はとても貴重な時間でした。山頂からの景色はもちろんとてもきれいで、何より達成感があり嬉しかったです。黒滝山にはくぐりと幸せになる鳥居があったり、白滝山には山頂に神社があったりと、それぞれの山にしかない楽しみもあるということを知りました。

今回は下山まで3時間ほどの道のりだったので、下山後の昼食となりましたが、それはそれはとても美味しかったです。さらに道の駅に寄り、限定のお酒を買うことができて大満足の日でした。疲労はもちろんありましたが、それを上回る達成感があり、とても良かったです。今後もしも山登りに挑戦ができればいいなと思います。

(藤井)